

令和 5 年 9 月 5 日

令和 5 年網走市議会第 3 回定例会 議案

令和5年網走市議会第3回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	認定第1号	令和4年度網走市各会計歳入歳出決算について
2	認定第2号	令和4年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3	認定第3号	令和4年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4	認定第4号	令和4年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について
5	議案第1号	令和5年度網走市一般会計補正予算
6	議案第2号	令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
7	議案第3号	令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算
8	議案第4号	令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
9	議案第5号	令和5年度網走市水道事業会計補正予算
10	議案第6号	令和5年度網走市簡易水道事業会計補正予算
11	議案第7号	令和5年度網走市下水道事業会計補正予算
12	議案第8号	網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
13	議案第9号	網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
14	議案第10号	財産の取得について
15	議案第11号	市道の路線廃止について

認定第 1 号

令和4年度網走市各会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度網走市各会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和5年9月5日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第2号

令和4年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和4年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和5年9月5日提出

網走市長 水谷洋一

認定第3号

令和4年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和4年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のと
おり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和5年9月5日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第4号

令和4年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和4年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和5年9月5日提出

網走市長 水谷洋一

議案第1号

令和5年度網走市一般会計補正予算

令和5年度網走市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ373,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,261,580千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出

網走市長 水谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		2,822,719	78,114	2,900,833
	1. 国庫負担金	2,115,917	37,846	2,153,763
	2. 国庫補助金	695,822	40,268	736,090
17. 道支出金		1,866,714	200,746	2,067,460
	2. 道補助金	928,520	200,746	1,129,266
20. 繰入金		2,286,906	47,245	2,334,151
	1. 基金繰入金	2,241,193	47,245	2,288,438
21. 繰越金		30,000	36,209	66,209
	1. 繰越金	30,000	36,209	66,209
23. 市債		3,437,500	10,772	3,448,272
	1. 市債	3,437,500	10,772	3,448,272
歳入合計		27,888,494	373,086	28,261,580

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,552,665	3,542	4,556,207
	1. 総務管理費	4,203,045	1,078	4,204,123
	2. 徴税費	163,639	2,464	166,103
3. 民生費		6,861,565	1,727	6,863,292
	1. 社会福祉費	3,591,992	1,727	3,593,719
4. 衛生費		1,845,526	115,555	1,961,081
	1. 保健衛生費	939,636	113,300	1,052,936
	2. 環境衛生費	905,890	2,255	908,145
6. 農林水産業費		1,388,646	202,246	1,590,892
	1. 農業費	1,086,880	200,746	1,287,626
	3. 水産業費	189,196	1,500	190,696
7. 商工費		3,127,365	2,250	3,129,615
	2. 観光費	358,843	2,250	361,093
8. 土木費		2,952,144	47,766	2,999,910
	1. 道路橋梁河川費	1,769,354	35,566	1,804,920
	3. 都市計画費	590,071	2,200	592,271
	4. 住宅費	278,582	10,000	288,582
歳出合計		27,888,494	373,086	28,261,580

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
土木費	道路橋梁費	除雪作業車整備事業	31,166

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 1,617,000	証書借入又は証券発行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 金均等又は元 金均等償還。	千円 1,617,000	補正前に同じ
保健衛生事業債	93,000	(借入先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	93,000	
環境衛生事業債	49,000	財政融資資金			49,000	
労働事業債	1,100	地方公共団体			1,100	
農業債	38,100	金融機構			38,100	
観光事業債	4,600	北海道			4,600	
道路橋梁事業債	677,700	都市職員 共済組合			708,800	
港湾事業債	129,700	地方職員 共済組合			129,700	
河川整備事業債	100,000	北海道市町村 振興協会			100,000	
公園整備事業債	69,400	北海道市町村 備荒資金組合			69,400	
学校教育事業債	181,000				181,000	
社会教育事業債	385,900				385,900	
臨時財政対策債	91,000	その他 銀行等引受資金			70,672	
計	3,437,500				3,448,272	

※今回補正は太字で表示。

議案第2号

令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和5年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,181,297千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

網走市長 水谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.国民健康保険料		911,336	△80	911,256
	1.国民健康保険料	911,336	△80	911,256
6.繰越金		0	12,759	12,759
	1.繰越金	0	12,759	12,759
7.国庫支出金		0	80	80
	1.国庫補助金	0	80	80
歳入合計		4,168,538	12,759	4,181,297

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		93,436	11,716	105,152
	1.総務管理費	93,436	11,716	105,152
6.諸支出金		1,600	1,043	2,643
	1.償還金及び還付加算金	1,600	1,043	2,643
歳出合計		4,168,538	12,759	4,181,297

議案第3号

令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和5年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201,284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,809,929千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

網走市長 水谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 支払基金交付金		912,847	1,029	913,876
	1. 支払基金交付金	912,847	1,029	913,876
8. 繰入金		641,078	75,813	716,891
	2. 基金繰入金	32,380	75,813	108,193
10. 繰越金		0	124,442	124,442
	1. 繰越金	0	124,442	124,442
歳入合計		3,608,645	201,284	3,809,929

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		4,176	125,471	129,647
	1. 基金積立金	4,176	125,471	129,647
6. 諸支出金		2,269	75,813	78,082
	1. 償還金及び還付加算金	1,550	75,813	77,363
歳出合計		3,608,645	201,284	3,809,929

議案第 4 号

令和 5 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 441 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 653,336 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.繰入金		169,468	200	169,668
	2.基金繰入金	200	200	400
6.繰越金		0	241	241
	1.繰越金	0	241	241
歳入合計		652,895	441	653,336

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合納付金		604,989	441	605,430
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	604,989	441	605,430
歳出合計		652,895	441	653,336

議案第 5 号

令和 5 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度網走市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第 2 条 予算第 3 条の収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収入	990,911 千円	0 千円	990,911 千円
第 1 項 営業収益	943,287 千円	△53,650 千円	889,637 千円
第 2 項 営業外収益	47,624 千円	53,650 千円	101,274 千円

令和 5 年 9 月 5 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

令和5年度 網走市水道事業会計予算実施計画（第1号補正）

(収益的收入)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 事業収益			990,911	0	990,911	
	1. 営業収益		943,287	△ 53,650	889,637	
		1. 給水収益	877,878	△ 53,650	824,228	
	2. 営業外 収益		47,624	53,650	101,274	
		5. 他会計 負担金	0	53,650	53,650	

令和5年度 網走市水道事業会計予算実施計画内訳書（第1号補正）

(収益的收入)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 事業収益			990,911	0	990,911			
	1. 営業収益		943,287	△ 53,650	889,637			
		1. 給水収益	877,878	△ 53,650	824,228	1. 水道料金	△ 53,636	水道料金の 減免
					2. 臨時給水 料金	△ 14		
	2. 営業外 収益		47,624	53,650	101,274			
		5. 他会計 負担金	0	53,650	53,650	1. 一般会計 負担金	53,650	減免分の繰 入

議案第 6 号

令和 5 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度網走市簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第 2 条 予算第 3 条の収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収入	124,739 千円	0 千円	124,739 千円
第 1 項 営業収益	15,666 千円	△1,041 千円	14,625 千円
第 2 項 営業外収益	109,073 千円	1,041 千円	110,114 千円

令和 5 年 9 月 5 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

令和5年度 網走市簡易水道事業会計予算実施計画（第1号補正）

(収益的收入)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 事業収益			124,739	0	124,739	
	1. 営業収益		15,666	△ 1,041	14,625	
		1. 給水収益	15,480	△ 1,041	14,439	
	2. 営業外 収益		109,073	1,041	110,114	
		2. 他会計 負担金	47,487	1,041	48,528	

令和5年度 網走市簡易水道事業会計予算実施計画内訳書（第1号補正）

(収益的收入)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 事業収益			124,739	0	124,739			
	1. 営業収益		15,666	△ 1,041	14,625			
		1. 給水収益	15,480	△ 1,041	14,439	1. 水道料金	△ 1,041	水道料金の 減免
	2. 営業外 収益		109,073	1,041	110,114			
		2. 他会計 負担金	47,487	1,041	48,528	1. 一般会計 負担金	1,041	減免分の繰 入

議案第7号

令和5年度網走市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度網走市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
汚水処理施設等包括的維持管理 業務委託契約	令和6年度から 令和8年度まで	537,405千円

令和5年9月5日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 8 号

網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

網走市職員旅費支給条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条に次の 1 項を追加する。

- 出張命令権者は、出張者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質により困難である場合には、必要と認める旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 4 条関係）に次のように加える。

4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じた取扱いによる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2（第 4 条関係）表中、「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による」を「生活保護法による」に改め、同表に次のように加える。

4 市長	生活保護法の規定に準じた取扱いによる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年9月5日提出

網走市長 水谷 洋一

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 網走市庁舎情報システム 一式 |
| 2 | 取得方法 | 譲渡 |
| 3 | 取得金額 | 147,510,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 原田 裕 |

議案第 11 号

市道の路線廃止について

道路法第 10 条の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

廃止する路線

路線番号	路線名	起 終	点 点
11	嘉多山中央線	網走市字二見ヶ岡105番17 国道238号分岐 網走市字嘉多山662番2 道道網走端野線接続	